

橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与支給に関する規則

平成 11 年 3 月 31 日

規則 第 11 号

改正 平成 11 年 7 月 5 日規則第 12 号 平成 15 年 2 月 28 日規則第 1 号

平成 28 年 3 月 30 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 職員の給与の支給に関しては、橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例(平成 11 年条例第 8 号。以下「給与条例」という。)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(給料の支給日)

第 2 条 給料は、毎月 18 日(その日が休日、日曜日、又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)に支給する。ただし、12 月分の給料は 21 日(当日が休日、日曜日及び土曜日に当たる場合はその前日)に支給する。

2 職員が退職し、又は死亡したとき若しくは災害その他特別の事情があるときは、前項に規定する期日前でも給料を支給することができる。

(期末手当及び勤勉手当)

第 3 条 期末手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日(その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)にそれぞれ支給する。

2 勤勉手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日(その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)にそれぞれ支給する。

3 前 2 項の期末手当及び勤勉手当は、それぞれの基準日に、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 2 条の規定により育児休業をしている職員には、支給しない。

第 4 条 給与条例第 20 条第 4 項の規則で定める職員は、別表第 1 の職欄に掲げる職にある職員とする。

2 給与条例第 20 条第 4 項の規則で定める職員の区分は、別表第 1 の職欄に掲げる職にある職員の区分とし、同項の 100 分の 15 を超えない範囲内で規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

第5条 給与条例第20条第2項の期末手当基礎額又は同条例第23条第2項の勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。

第6条 給与条例第20条第2項に規定する在職期間の算定については、同条例第29条第3項及び第4項による休職期間並びに育児休業期間の2分の1を除算する。

第7条 給与条例第23条第2項に規定する割合は、職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

2 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。

3 前項に規定する勤務期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

4 勤務期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 休職又は停職中の期間

(2) 給与条例第5条の規定により給与を減額された期間

(3) 育児休業法第2条の規定による育児休業の承認を受けた期間

(4) 育児休業法第9条第1項の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について、勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間

(5) 負傷又は疾病（その負傷又は疾病が公務の業務に起因する場合を除く。）により勤務しなかった期間から週休日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(6) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

5 成績率は、100分の140の割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

第8条 給与条例第21条及び第22条（これらの規定を同条例第23条第5項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、同条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

第9条 給与条例第22条第2項（同条例第23条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する一時差止処分的事由を記載した文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 一時差止処分の処分者
- (2) 一時差止処分を受けるべき者（以下「被処分者」という。）の氏名
- (3) 被処分者の採用年月日及び離職年月日
- (4) 被処分者の離職の日における所属、職名及び給料月額
- (5) 一時差止処分の理由及び被処分者が犯したと思料する犯罪に係る罪条
- (6) 一時差止処分の発令年月日

2 給与条例第 22 条第 2 項の一時差止処分を行う旨及びその事由を記載した文書の様式は、一時差止処分書（様式第 1 号）及び処分説明書（様式第 2 号）のとおりとする。

第 10 条 給与条例第 22 条第 4 項（同条例第 23 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を記載した書面を提出しなければならない。

第 11 条 管理者は、給与条例第 22 条第 5 項又は第 6 項（これらの規定を同条例第 23 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により一時差止処分を取り消した場合には、速やかに当該一時差止処分を受けた者に対し、当該一時差止処分を取り消す旨及びその事由を記載した文書を交付するものとする。

2 前項の一時差止処分を取り消す旨及びその事由を記載した文書の様式は、一時差止処分取消書（様式第 3 号）のとおりとする。

（扶養手当）

第 12 条 給与条例第 14 条第 5 項に規定する届出に係る様式については、扶養親族認定申請書（様式第 4 号）及び扶養親族異動認定申請書（様式第 5 号）のとおりとする。

2 前項の届出について虚偽の記載又は届出の遅延によって不当に扶養手当の支給を受けたときは、現に受けた扶養手当は返還させ、なお、以後の扶養手当は支給しない。

第 13 条 2 人以上の者が同一の扶養親族を扶養する場合の扶養手当の受給者の順位は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 878 条に定める扶養義務者の順序により、なお同順位者がある場合にはその扶養親族と同居する者を先順位とし、その扶養親族と別居する者を後順位とし、更に同順位者がある場合にはそれらの者の資力その他一切の事情を考慮して管理者が定める。

第 14 条 給与条例第 5 条の規定により給料を減額させられたときでも扶養手

当は全額支給する。

(遺族の給与)

第15条 職員が死亡したとき、これに支給すべき給与のある場合は、その遺族に支給する。

2 前項に規定する遺族の範囲は、次に掲げる者をもってその範囲とする。

(1) 職員の配偶者

(2) 職員と生計を一にする子、父母、孫及び祖父母

(3) 前2号に掲げる者を除くほか、職員の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

3 前項の規定により給料を受ける者の順位は、前項各号の順位により、第2号に掲げる者の間においては、同号に掲げる順位による。ただし、第2号に掲げる父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

4 前項の規定により給料を受ける同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分してこれを支給する。

(特殊勤務手当)

第16条 給与条例第16条の規定による特殊勤務手当で月額をもって支給するものについては、その勤務日数が18日に満たない月は、日割計算によって支給する。

2 前項の日割計算については、給料の例による。

(時間外勤務手当)

第17条 給与条例第17条の規定による任命権者が定める割合は、次の各号に定める勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次号に定める日を除く。)における勤務 100分の125

(2) 祝日法による休日等及び年末年始の休日等の正規の勤務時間中における勤務 100分の135

(3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 11 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年 7 月 5 日 規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 11 年 7 月 5 日から適用する。

附 則（平成 15 年 2 月 28 日 規則第 1 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日 規則第 1 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

職 員	加 算 割 合
一般行政職給料表適用職員 職務の級 6 級の職員	100 分の 15
一般行政職給料表適用職員 職務の級 5 級の職員	100 分の 10
一般行政職給料表適用職員 職務の級 4 級の職員	100 分の 5

別表第 2（第 7 条関係）

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0

様式第1号（第9条関係）

一時差止処分書

年 月 日

様

（一時差止処分者）

印

橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（平成11年条例第8号）第21条及び第22条の規定により、（期末手当・期末手当及び勤勉手当）の支給を一時差し止める。

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた翌日から起算して3月以内に管理者に対し不服申立てをすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に管理者に対し、この処分の取消しを求めることができる。

さらに、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、橋本周辺広域市町村圏組合を被告として（訴訟において橋本周辺広域市町村圏組合を代表する者は管理者となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならない。

様式第2号（第9条関係）

処 分 説 明 書

1 被処分者	
離職時の勤務公署	離職時の職名
ふりがな 氏 名	離職時の給料月額 円 (職 級 号)
採用年月日 年 月 日	離職年月日 年 月 日
2 処分の理由 (思料される犯罪に係る罰条：)	
3 処分発令年月日 年 月 日	
<p>(一時差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、又は一時差し止められている期末手当又は勤勉手当が支給される。</p> <p>1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</p> <p>3 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくこの処分に係る期末手当又は勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合（ただし、被処分者が在職期間に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。</p> <p>4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合</p>	
年 月 日 (一時差止処分者)	
(印)	

様式第3号（第11条関係）

一時差止処分取消書

年 月 日

様

（一時差止処分者）

印

橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（平成11年条例第8号）第21条及び第22条の規定により、（期末手当・期末手当及び勤勉手当）の支給を一時差し止める処分を取り消した。

被 処 分 者 の 氏 名	
一 時 差 止 処 分 の 発 令 年 月 日	年 月 日
一 時 差 止 処 分 を 取 り 消 し た 理 由	年 月 日
一 時 差 止 処 分 を 取 り 消 し た 理 由	
支 払 う（期 末 手 当 ・ 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当）の 額	円 （支 払 年 月 日： 年 月 日）

様式第 5 号 (第 12 条関係)

扶 養 親 族 認 定 申 請 書

任命権者 _____ 様		所属名	職名	申請者氏名 ⑩					
年 月 日 提出		橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例第 14 条 第 5 項に規定により扶養手当の支給を受ける扶養親族として次 のとおり申請いたします。							
扶養 親族 の氏名	申 請 者 と の 続 柄	生年月日	同居 別居 の別	職 業	月 収 額	障害 の 程度	扶養 の 事実	扶養手当 支給開始 年月日	備 考
		年 月 日						年 月 日	
配偶者の有無		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その事実が生じた年月日 年 月 日							

- 注 (1) 月収額欄には、給与所得ばかりでなく、事業所得等の所得もあれば各所得の種類ごとにその金額を記入すること。
- (2) 扶養の事実欄には、他に生計の途がなく、主として申請者の扶養を受けているものであることを証明するに足りる事実を具体的かつ詳細に記入すること。
- (3) 任命権者から請求があれば、扶養の事実を認定するに足りる証明書を添付すること。

様式第5号（第12条関係）

扶養親族異動認定申請書

任命権者 _____		所属名		職名		申請者氏名 ⑩					
様 年 月 日 提出		橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例第14条第5項の規定により扶養手当の支給を受ける扶養親族が次のとおり異動したいので申請いたします。									
扶養親族の氏名	申請者との続柄	生年 年 月 日	同居別居の別	職業	月収額	障害の程度	異動年月日	異動事実	扶養の事実	扶養手当支給開始年月日	備考
		年 月 日					年 月 日			年 月 日	
配偶者の有 無		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その事実が生じた年月日 年 月 日									

- 注
- (1) 月収額欄には、給与所得ばかりでなく、事業所得等の所得もあれば各所得の種類ごとにその金額を記入すること。
 - (2) 扶養の事実欄には、他に生計の途がなく、主として申請者の扶養を受けているものであることを証明するに足る事実を具体的かつ詳細に記入すること。
 - (3) 任命権者から請求があれば、扶養の事実を認定するに足る証明書を添付すること。